



第八回

条例制定権を拡大する

Yoshio Matsumoto

松本克夫

ジャーナリスト

自治体の自由を縛っているのは、主に法令と補助金の二つと云っていいでしょう。機関委任事務の廃止によって、自治体の事務の大半は自治事務になりましたが、自治事務と言っても自由裁量でやれる事務ではありません。法令で細かく処理の仕方が定められているのです。それに従わないと、国からの補助金をもらえないものもあります。長く続く法令と補助金による地方統制です。最近、ようやくそこにくさびが打ち込まれました。地方分権改革推進委員会(丹羽宇一郎委員長)が十月に内閣に提出した、法令による「義務付け・枠付けの見直し」を中心にした第三次勧告がそれです。

水戸黄門的な義務付け

勧告で取り上げた条項は八百九十二もありますから、とても紹介しきれませんが、生活に身近なものと言いますと、まずは保育所があります。法令に沿った保育所を設けようとする、屋外遊戯場の面積は一人当たり三・三㎡以上といった施設基準があります。調理室も必ず設けなければなりません。保育士の資格者は満四歳以上の幼児おおむね三十人以上につき一人以上という職員配置基準もあります。幼児を保護するための基準ではありますが、こうした基準に合わないために、保育所の新設がままならず、待機

児童が大量に発生しているという現実があります。勧告は、法令による基準はやめて、条例に任せ、地域の実情に応じた整備・運営をすべきだと主張しています。

公営住宅の入居者基準も国が一律に定めています。月収が十五万八千円を超えないこと、同居親族がいること、などが条件になっています。派遣切りにあつた単身者は住宅がなくて困っている、対象にはなりません。ここでも勧告は、基準を条例で定めるよう求めています。公立小学校の一学級四十人という学級編制や職員定数の標準についても同様です。条例で地域に合った標準を定めればよいとしています。

法令による義務付けは、住民が自治体行政によって劣悪な公共サービスを受けないようにしようという国の親心と言えるかもしれません。悪代官をこらしめる水戸黄門と似た図式です。しかし、見方によっては、住民自治不信そのものです。住民には自らが望む形のサービス基準を定める能力がないと見ているわけですから。

議会の合意形成能力が試される

八百九十二条項というと、大変な数に見えるかもしれませんが。しかし、これはまだまだほんの一部です。丹羽委員会が洗い出した条項は四千以上もありました。そのうち、重点事項と

して、①施設の設定・運営基準②許認可や同意、協議などの形での国の関与③計画の策定や手続きの義務付け、の三つの分野に絞って、見直しを求めた条項が八百九十二です。

同委員会の作業としては、ここまでが限界ということですが、政府に対しては、この勧告の判断基準に従って、ほかの条項も見直すよう要請しています。その作業は膨大ですから、一層のこと、法律のどこかに「自治体は政省令とは異なる内容の条例を定められる」という通則規定を設けてしまえば、条文一つで済むではないかという意見もあります。いわゆる条例による「上書き権」の保障です。ただ、これは法令と条例の守備範囲の大きな変更につながりますから、勧告は「引き続き、慎重な検討が必要である」ととどめて、今後の宿題にしています。

新政権の対応次第ですが、仮に今回の勧告どおりに実施となつたら、自治体は大忙しになります。条例制定権が一気に拡大するからです。いやでも、議会で活発に議論しなければならぬ案件が増えます。保育所の基準一つを取っても、切実な問題ですから、住民からさまざまな声が上がらるでしょう。議会は住民の合意形成という本来の役割を果たせるかどうか問われます。きっと住民も、我が町のルールづくりを通じて、分権とはこういうことかと実感するでしょう。